

第50回広島県民スポーツ大会

開 催 要 項 総 則

1 目 的

広く県民各層がスポーツに親しむために参加する行事として、スポーツ精神を高揚し、県民の健康と体力の向上を図るとともに、青少年の健全育成を目的とした、スポーツ少年団の拡充・発展を図り、もって本県スポーツの普及振興に寄与しようとするものである。

2 主 催

公益財団法人広島県スポーツ協会

3 共 催（実施競技の県競技団体）

広島県・一般財団法人広島陸上競技協会・広島県柔道連盟・一般財団法人広島県剣道連盟・広島県ソフトボール協会・一般財団法人広島県バスケットボール協会・一般財団法人広島県バレーボール協会・広島県ソフトテニス連盟・広島県バドミントン協会・一般社団法人広島県卓球協会・広島県空手道連盟・広島県ゴルフ協会

4 後 援

広島市・広島市教育委員会・呉市・呉市教育委員会・尾道市・尾道市教育委員会・福山市・福山市教育委員会・庄原市・庄原市教育委員会・東広島市・東広島市教育委員会・公益財団法人広島県スポーツ振興財団・公益財団法人久保スポーツ振興基金

5 実施方針

(1) 一般の部（当該年4月1日現在、18歳以上の者）

- ① 大会を県大会と市・町大会(予選会)に分ける。
- ② 県大会への参加は、競技毎に定めるチーム(選手)数により市・町体育(スポーツ)協会が推薦するチーム(選手)とする。
- ③ 参加資格・競技方法等は、競技毎に別に定める。

(2) スポーツ少年団の部

- ① 大会は全県的規模の競技別交流大会とする。
- ② 参加者は原則として当該年度スポーツ少年団登録者（指導者・役員・スタッフ・団員）とするが、今後のスポーツ少年団の拡充を図り、青少年の交流を目的とするため、未登録者の参加も認める。
(但し、参加料については別途定めるとおりとする。)
- ③ 参加人数制限・競技方法等は、競技毎に別に定める。

(3) 総合型地域スポーツクラブの部

総合型地域スポーツクラブの発展と各クラブ間の交流を図るため、原則として各クラブの持ち回り開催とし、主管するクラブがその特色を活かし、競技・種目・内容を決定する。

6 表 彰

種別毎にそれぞれ3位まで表彰する。（ブロック毎に順位を決める競技は2位まで）

7 参加申込方法

※一般の部・スポーツ少年団の部ともに参加希望の選手・チームは、参加申込書の提出期限・申込方法等を各市・町体育(スポーツ)協会・スポーツ少年団へ確認すること。

(1) 一般の部[市・町大会(予選会)の申し込み・問い合わせは、各市・町体育(スポーツ)協会]

- ① 各市・町体育(スポーツ)協会長が公益財団法人広島県スポーツ協会会長宛申し込む。

- ② 申込書は、所定の様式により競技別に3部作成し、2部を下記に提出する。

提出期限 競技毎に別に定める。

提出先 〒730-0011 広島市中区基町4-1 県立総合体育館内
公益財団法人広島県スポーツ協会 電話(082)221-4600

- (2) スポーツ少年団の部[各団(チーム)の申し込み・問い合わせは、各市・町スポーツ少年団
または各市・町体育(スポーツ)協会]

- ① スポーツ少年団登録団は、各市・町スポーツ少年団本部長が広島県スポーツ少年団本部長宛申し込むものとするが、未登録団(チーム)は各市・町体育(スポーツ)協会長が公益財団法人広島県スポーツ協会長宛申し込むこともできる。

- ② スポーツ少年団登録団は、各市・町スポーツ少年団で当該年度の登録を確認し、指導者・役員・スタッフ・団員名が確認できるものを添付する。この場合、参加申込書のチーム名は登録団名とし、登録団と違うチーム名で参加することはできない。

- ③ 申込書は、所定の様式により競技別に3部作成し、2部を下記に提出する。

提出期限 競技毎に別に定める。

提出先 〒730-0011 広島市中区基町4-1 県立総合体育館内
広島県スポーツ少年団 又は 公益財団法人広島県スポーツ協会
電話(082)221-4600

- (3) 総合型地域スポーツクラブの部は、別に定める。

8 参加負担金

- (1) 一般の部

参加者(監督・コーチ・マネージャー・選手) 一人 500円

- (2) スポーツ少年団の部

① スポーツ少年団に登録している参加者(監督・コーチ・選手) 一人 300円

② スポーツ少年団未登録の参加者(監督・コーチ・選手) 一人 500円

- (3) 総合型地域スポーツクラブの部は、別に定める。

- (4) (1)・(2)の納入方法

※市・町体育(スポーツ)協会・スポーツ少年団への納入方法は、各市・町体育(スポーツ)協会・スポーツ少年団へお問い合わせください。

- ① 各市・町体育(スポーツ)協会、各市・町スポーツ少年団が取りまとめ、申込みと同時に納入するものとする。

- ② 申込書提出の際は、別途定める納入通知書を同封する。

9 参加章

役員・競技役員・監督・コーチ・マネージャー・選手には参加章を交付する。

10 その他

- ① 組合せは主管競技団体にて行う。

- ② 参加者の傷害については応急手当のみとする。

県大会当日スポーツ傷害保険に加入するが、スポーツ少年団の部に参加する者はスポーツ安全保険又はそれに準ずる保険に加入していることを条件とする。